

25子支第 462号

平成25年7月31日

(協) 日本接骨師会会員
長崎日接会
会長 川口 陸郎 様

佐世保市子ども支援課長

乳幼児医療助成「柔道整復師対象」について（回答）

日頃より本市福祉医療業務において、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
さて、みだしの件につきまして、下記のとおりご回答いたします。

記

本市では、医科・歯科・調剤薬局の乳幼児福祉医療費については現物給付を行い、柔道整復師医療については制度の都合上、償還払いで対応を行っております。ご質問の柔道整復師の施術にかかる療養費の現物給付については、現在、県内全域で実施している乳幼児福祉医療費の現物給付と同様の環境を整えば、対応が可能になると考えております。

現物給付対応のために必要な環境の整備について、具体的に述べさせていただきますと、県内全ての柔道整復師が加入される1団体を立ち上げていただき、その団体の代表者の方が長崎県と協定を結ぶことで、県全体としても現物対応が可能になると考えます。

現在の現物給付の流れを別紙【参考資料1】に示しておりますが、診療報酬の請求につきましては、一元管理が必要です。柔道整復師の施術料の場合、団体に加入されている整復師の分をまとめて各市町に請求していただくことが事務処理上必要になります。その流れの例を【参考資料2】にお示ししておりますので参考としてご覧ください。

乳幼児福祉医療費の現物給付につきましては、県下で同様な取り組みを行っており、随時、取り扱いについての意見交換や協議を行っているところです。今後、県及び県内市町とも引き続き協議を行い、市民の方のニーズに応じたよりよい制度を確立していけるよう検討を行っていきたいと考えております。

以上

お問い合わせ

〒857-0042 佐世保市高砂町5番1号

佐世保市中央保健福祉センター4階 子ども支援課

福祉医療担当 Tel: 0956-24-1111 内線 5438~5440